

産業廃棄物処理計画書

令和 2 年 6 月 26 日

奈良市長 殿



提出者

住所 大阪市中央区城見二丁目2番22号  
マルイトOBPビル

氏名 鹿島建設株式会社関西支店

専務執行役員支店長 松崎 公一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6946-3311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島建設株式会社関西支店
事業場の所在地	大阪市中央区城見二丁目2番22号 マルイトOBPビル
計画期間	令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	(日本標準産業分類の区分を記入すること) 06 総合工事業
② 事業の規模	(業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること) 130,249百万円
③ 従業員数	792 人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「産業廃棄物の一種の処理工程」参照



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「環境マネジメント推進体制と担当者の役割」参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ISO14001の規格、社内目標に基づき、工事ごとに抑制計画を作成し、実施している。 ・プレカット化、プレキャスト化、プレハブ化、ユニット化を採用している。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状取組を継続実施する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特定建設資材廃棄物、廃プラスチック類、金属くず、紙くずを委託業者のコンテナ利用等により分別している。 ・広域進呈制度を利用している。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状取組を継続実施する。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「混合廃棄物」「汚泥」「廃石綿等」「廃石膏ボード」「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」の6品目については、産廃業者登録会社制度をとり、指定業者に処理委託している。</li> <li>・ その他の品目についても、電子マニフェスト利用可能業者であることを優先条件として処理委託している。</li> <li>・ 電子マニフェストを利用し、処理状況の管理を向上させる。</li> </ul>			

② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
現状取組を継続実施する。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請工事完成高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「-」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物処理計画書 別紙

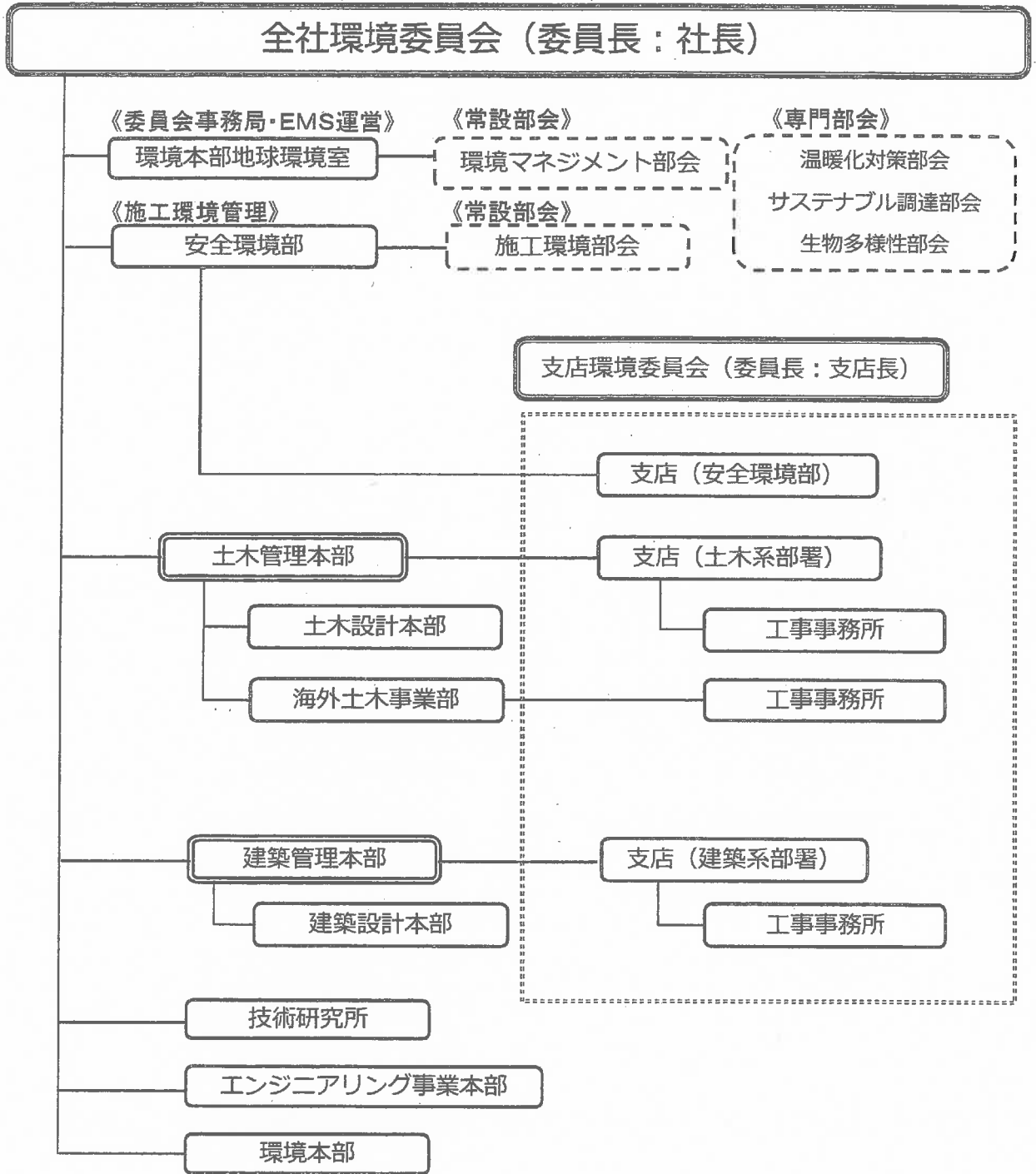
産業廃棄物の種類		実績・計画		(第2面)			(第3面)			(第4面)				(第4～5面)			
		前年実績	計画	排出量	自ら再生利用を行った量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら埋立又は海洋投入した量	全処理委託量(自動計算)	優良認定業者	再生利用業者	認定熱回収業者	認定業者以外の熱回収業者	氏名又は法人名 報告者所属部署	鹿島建設株式会社関西支店 安全環境部	担当者氏名 電話番号	種継 庸子 06-6946-6863
1	汚泥	前年実績		13.40t					13.40t	0.00t	0.00t						
		計画		12.00t					12.00t	0.00t	0.00t						
2	木くず	前年実績		5.40t					5.40t	5.40t	5.40t						
		計画		5.20t					5.20t	5.20t	5.20t						
3	がれき類	前年実績		1,509.10t					1,509.10t	553.80t	1,456.60t						
		計画		1,463.00t					1,463.00t	537.00t	1,412.00t						
4	石綿混合産業廃棄物	前年実績		5.00t					5.00t	5.00t	0.00t						
		計画		4.80t					4.80t	4.80t	0.00t						
5	廃プラスチック類	前年実績		4.20t					4.20t	4.20t	0.00t						
		計画		4.00t					4.00t	4.00t	0.00t						
6	紙くず	前年実績		2.60t					2.60t	2.60t	2.60t						
		計画		2.50t					2.50t	2.50t	2.50t						
7	ガラスくず等	前年実績		2.00t					2.00t	2.00t	2.00t						
		計画		1.90t					1.90t	1.90t	1.90t						
8	管理型混合廃棄物	前年実績		59.00t					59.00t	59.00t	59.00t						
		計画		57.00t					57.00t	57.00t	57.00t						
9		前年実績															
		計画															
10	合計	前年実績		1,600.70t					1,600.70t	632.00t	1,525.60t						
		計画		1,550.40t					1,550.40t	612.40t	1,478.60t						

# 産業廃棄物の一連の処理工程





# 1.環境マネジメント推進体制図



(2020年4月)

## 2. 担当者の役割

### (1) 社内管理体制

環境管理を適正に推進するために、土木管理本部、建築管理本部、支店、工事事務所（現場）等における関係者の責務と役割を明確にした社内管理体制を以下に示す。

#### ① 環境推進部長（土木管理本部、建築管理本部）

- 土建部門の環境目標・実施計画の策定・指導
- 全社環境パトロールの実施
- 環境事故への対応
- 施工環境部会・支店環境担当者会議への参加

#### ② 総括環境管理者（支店）

- （総合）施工計画書の確認
- 環境関連通知事項の周知・徹底
- 環境事故発生時の社内報告・対応
- 環境パトロールの定期的実施
- 諸官庁等提出書類の審査

#### ③ 統括環境管理者（工事事務所又は現場）

- 環境保全に関する所長方針の策定
- 環境関連通知事項の周知・徹底
- （総合）施工計画書の作成と管理業務内容の確立
- （総合）施工計画書の所内教育の実施
- 緊急事態体制と連絡網の確立
- 緊急事態訓練の実施
- 緊急事態発生時の対応
- 現場内環境管理パトロールの実施
- 処理業者の選定と委託契約の締結
- 諸官庁等提出書類の作成・提出

#### ④ 環境管理者（工事事務所又は現場）

- （総合）施工計画書に沿った管理業務遂行
- マニフェストの交付（登録）と伝票管理
- 新規入場者教育時に環境教育の実施
- 土木工事管理要領（土木）、KTMS 苦情処理実施要領（建築）に基づく適切な苦情処理対応・報告
- 諸官庁への届出書類報告
- 許可証、処理施設（指定品目以外）の事前確認